

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 1 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 4 月 24 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、8 番 二之宮委員、9 番 三橋委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、3 番 小島委員、4 番 小泉委員 をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、以降 は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 3 月 11 日から 4 月 10 日までに受理し処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧くだ さい。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 4 月 20 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 3 月 26 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 2、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、3月11日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年4月28日に専用住宅へ転用のため、令和7年3月25日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年5月15日に専用住宅へ転用のため、令和7年4月14日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の6～8ページをご覧ください 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この

	合意解約に基づく通知としてなされたものです。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ならびに日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、2件まとめて上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、2件まとめてご説明いたします。 お手元の送付資料の9ページから17ページの議案書及び参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 本件の対象地は、利用集積計画に変わる新たな事業として発足した促進計画により、賃貸借権の設定を行おうとするものです。 促進計画については、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、神奈川県による審査・認可を経て、県により公告されます。 参考資料10ページ、12ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 対象地について現地調査を行ったところ、雑草等が繁茂している状態ではあったものの、転借人が利用開始後に草刈り等を含め、作業を行うことを確認しています。 期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。 なお、転借人は、3月31日付で営農計画の内容が適正であると判断され、農水課から審査結果通知書を受取済です。 賃借料は年間合計額45,700円となり、転借人の農作業従事見込み日数は年180日で、農業従事者1名、補助者3名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1番(関根委員)	議長。1番。4月17日(木)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。

	対象地の現在の状況を確認したところ、雑草等が生えている状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、利用開始後に草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 1 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 1 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 2 号について、採決いたします。 議案第 2 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 2 号は承認されました。議案第 1 号ならびに議案第 2 号について、回答案のとおり「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」については、農水課に回答します。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 3 号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 6、議案第 3 号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請について、ご説明いたします。 お手元の送付資料18ページの議案書、19ページ～31ページ、38ページ～39ページの参考資料をご覧ください。 本件は、土地所有者から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、承認申請が提出されたものです。 参考資料39ページの「2 所有農地で開設する者」に該当します。 当該地は、市街化区域農地ですが、小面積を短期間で定型的な条件の下であれば、市民農園として農地を貸付けることが可能です。 計画では、親子関係にある 2 名の土地所有者が、区画図のとおり、区画をそれぞれに設け、計11区画を 1 つの市民農園として利用者に貸し出しします。 特定農地貸付けのしくみは、貸付けを行おうとする農地の位置、

	面積、貸付条件、募集方法等を定める貸付規程をつくり、申請書に貸付規程と貸付協定を添えて農業委員会の承認を受けて、貸付を行うこととなります。 農業委員会では、申請があった特定農地貸付について、次の4つの要件に該当かどうか審議し、適当と判断される場合は、承認することとなります。 1. 特定農地貸付の用に供する農地が周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 2. 特定農地貸付を受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 3. 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 4. 特定農地貸付の用に供される農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。（所有権以外の賃貸借権、使用貸借権等が設定されていないこと） 本件は、1から4すべての要件に該当しています。 なお、農地の貸付は、原則として農地法の許可が必要となりますが、特定農地貸付法に基づき、市民農園として貸付ける場合は、農地法の特例として認められます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。4月17日(木)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、良好に管理されており、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第3号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第3号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第4号、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、ご説明いたします。 お手元の送付資料32ページの議案書、33～39ページの参考資料をご覧ください。本件は、平成23年度の総会にて、市民農園開設に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認がされたものです。このたび、開設者である前土地所有者に相続が発生し、開設者の名義変更のため、相続人により、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、承認申請が提出されたものです。 農業委員会では、申請があった特定農地貸付について、次の4つの要件に該当かどうか審議し、適当と判断される場合は、承認することとなります。 1. 特定農地貸付の用に供する農地が周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 2. 特定農地貸付を受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 3. 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 4. 特定農地貸付の用に供される農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。(所有権以外の賃貸借権、使用貸借権等が設定されていないこと) 本件は、平成23年度に開設・運営されており、このたび、開設者名義以外の計画の変更はないため、平成23年度に行った審査を準用し、1から4すべての要件に該当するものと見なします。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1番(関根委員)	議長。1番。4月17日(木)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、良好に管理されており、特段の問題はないものと思われまます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。

	議案第４号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第４号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第８、議案第５号、農業者年金加入推進員の推薦について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第８、議案第５号、農業者年金加入推進員の推薦について、ご説明します。 お手元の送付資料の40ページ、41ページの参考資料をご覧ください。 農業者年金加入推進員は農業委員会が農業委員の中から１名を農業会議に推薦し、農業者年金基金が委嘱するもので、任期は１年間で再任ができます。その業務は、加入推進連絡会で実施する加入推進の企画・立案、加入推進対象者の絞り込み、戸別訪問や広報活動等に協力するものです。 この度、参考資料のとおり農業者年金加入推進員の推薦について、公益社団法人神奈川県農業会議から推薦依頼があったことから、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
４番(小泉委員)	(立候補の声)
議長(平井会長)	立候補により小泉委員の名前があがっていますが立候補の意思を尊重して、小泉委員を推薦することとしたいと思います。何か、ご意見はございませんか。
	(「なし」の声)
４番(小泉委員)	議長。４番。では、私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	ありがとうございます。それでは、小泉委員を推薦することとしたいと思います。他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第５号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして議案第５号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第９、その他、諸般の報告について、６件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第９、その他、諸般の報告について、６件、報告いたします。

諸般の報告1、鎌倉市農業委員会令和7年3月総会にて承認を受けた議案第46号の修正について、報告いたします。

お手元の「諸般の報告1 参考資料」の資料をご覧ください。

網掛け部分が修正箇所です。3月総会議案で承認後、網掛け部分に土地所有者ではなく代理人の情報が記載されていたため、修正しています。

次に、諸般の報告2、令和7年度鎌倉市農業委員会総会日程の修正について、ご報告します。

お手元の「諸般の報告2 参考資料」の資料をご覧ください。

5月総会の日程を29日（木）から30日（金）に変更（JA主催の大会と日程が重なってしまったため）しています。

次に、諸般の報告3、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の写しの提出について、ご報告します。

お手元の「諸般の報告3 参考資料①～③」の資料をご覧ください。

まず、地域計画について、ご説明いたします。

市町村は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項の規定に基づき、地域農業の現状や課題、今後の方針についてまとめた「地域計画」を、令和6年度末（令和7年3月末）までに定めることが義務付けられており、鎌倉市でも法定期限までの策定を行いました。令和6年度12月総会では、基盤強化法第19条第6項の規定に基づき、計画案に係る意見聴取が行われ、本委員会として、計画案に対する直接的な意見についてはないものとして承認されたものです。

鎌倉市では、本委員会の他、農業協同組合及び公益社団法人神奈川県農業会議の意見聴取の結果をもとに、計画案の最終調整を行い、公告・縦覧を経て、策定に至ったため、写しの提供がなされたものです。

以上をもちまして、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の写しの提出について、終わります。

なお、こちらの資料は一部個人情報が含まれております。最後に回収させていただきますので、机の上に置いていただくよう、ご協力をお願いいたします。

次に諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。作業は、5月15日（木）午後1時30分から2時間でサツマイモの作付け及び除草作業を行います。

当日は、作業量が多いため全員で行いますので、宜しくお願いします。

駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いいたします。

当日が雨天の場合は、5月19日（月）の午後1時30分から延期します。

次に、諸般の報告5、第39回 遊休農地解消対策協議会の開催につ

	いて、ご報告します。 遊休農地解消対策協議会を次回 5 月総会に合わせ、5 月 30 日（金）午後 3 時より鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室で開催します。 内容としましては、令和 6 年度の事業報告及び決算報告等を行う予定です。 次に、諸般の報告 6、次回の総会は、5 月 30 日（金）午後 3 時 30 分からで、会場は鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井保男	
議事録署名委員 8 番 三宅智和	
議事録署名委員 9 番 三 倫 徳	